

大阪損保革新懇ニュース

大阪損保革新懇事務局
大阪市中央区瓦町 1-7-1
エスプランサ瓦町ビル 4 階
06-6232-1095

「損保代理店プロジェクト」が近畿財務局に要請 代理店手数料ポイント制度について ガイドライン・「最低保証ポイント」の設定を求めらる

「損保代理店プロジェクト」（「顧客第一で健全な損保産業をめざす代理店有志」）が 2024 年 3 月 14 日に近畿財務局に代理店手数料ポイント制度問題等での要請を行い、そして 4 月 16 日に回答を受けました。

要請書では、損保代理店が社会的役割を發揮できるように現行の「代理店手数料ポイント制度」の抜本的な改定を求めています。

当日の要請では損害保険会社に働く方からは、2021 年 4 月に「改正高年齢者雇用安定法」が施行されたにもかかわらず、65 歳以降の雇用延長に対して努力を果たしていない損保会社に対して、指導するようにとの訴えがありました。

この問題でも同様に企業の社会的責任を果たすことが求められます。

「緊急改善策」として 「最低保証ポイント」を要請

近畿財務局への要請行動は 2011 年から始まり今年で 14 回目となります。今年度は、これまで現場から警鐘を鳴らしてきた代理店の立場から、まず、損保業界が今直面している三つの問題—①カルテル②ビッグモーター③代理店の公取申告—についてのラディカル（根本的）な問題提起を行いました。

そのうえで、喫緊の課題である「代理店手数料ポイント制度」について、最低賃金制度のようなガイドライン・「最低保証ポイント」の設定を求めました。「代理店プロジェクト」の立場は、「手数料ポイント制度」そのものが損保会社の代理店に対する「優越的地位の濫用」であるというものです。しかし、このままでは、業務能力が高く顧客本位で頑張っている代理店が、規模が小さいだけで存続できなくなってしまう。そこで、当面の「緊急改善策」として、金融庁に対して上記の要請を行うこととしたものです。

3 月 14 日に近畿財務局を訪問し要請書を提出。4 月 16 日に再訪しその回答を受けました。

近畿財務局「商慣習についても見直す」

この要請に対して、近畿財務局保険監督室の上席調査官は「金融庁は現在、損保各社から出された業務改善策について精査している」「損保会社と代理店のあり方や商慣習についても見直す」と述べました。

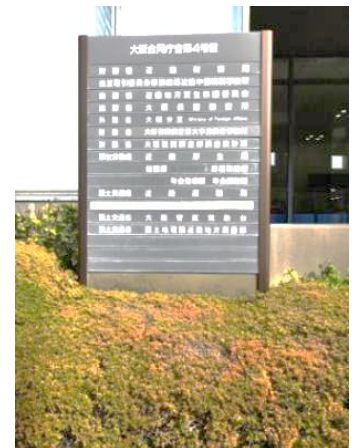
参加者は、「このままでは地域に密着した優秀な多くの代理店が、規模が小さいというだけで存続できなくなる。最低基準のガイドラインは喫緊の課題だ」と訴え、重ねて金融庁の対応を求めました。

21 年前、手数料ポイント制度が導入された時の損保各社のポイント設定は、現在のような「規模と増収」によるものではありませんでした。

2003 年度は、業績 1000 万円以上であれば、東京海上（当時）の基礎ポイントは 70 ポイント、損保ジャパンは 75 ポイント（他損保基準）でした。当時は、規模の小さな代理店でも努力すれば 100 ポイントを得ることが可能だったわけです。

現行のポイント制度においても、小規模代理店に手厚い損保会社が存在しています。共栄火災の「2024 年度体系のご案内」を見れば業績が 1000 万円以上の代理店の基礎ポイントは 70 ポイントとなっています。

このように、小規模であったとしても「顧客本位で頑張る代理店」「業務能力が優れている代理店」であれば、当たり前の手数料が得られる制度にすべきではないでしょうか。



2025 年度「手数料ポイント体系」の実態

現在損保各社は、2025 年 7 月実施の「代理店手数料ポイント体系のご案内」を代理店に開示しています。その内容について、東京海上日動は「『業務品質』の確保・向上を通じた取組みをより一層後押しするため、テーブルの見直しを行います」と述べています。しかし、同社のポイントの最低は相変わらず 20 ポイントです。

損保ジャパンも 2025 年度の体系を「『品質向上』によりポイントが安定する体系へ」としています。しかし、「2023 年 7 月適用手数料体系」と比較すれば、例えば収保 4 千万の代理店のポイントは 47.10 ポイントから 45.95 ポイントに低下しています。

この間の不祥事にもかかわらず、代理店に対する姿勢には全く変化が見られません。このままでは、募集網は枯渇してしまいます。セーフティネットを広げ発展させるという損保代理店の社会的役割を果たすためにも、さらに声を上げていく必要があります。

引き続き行政への働きかけを

今回の要請で、共栄火災で働く大西まゆみさん、西川径子さんから継続雇用を求める訴えが行われました。近財への働きかけと職場の仲間の全面的な支援で、雇用が継続されることとなり、回答日にも 2 人が参加しお礼を述べると同時に、損保各社が「高齢者等の雇用の安定に関する法律」の趣旨に則り早急に継続雇用制度を確立することを求めました。

他産業の参加者からの「この問題は損保に限らず他産業にもある。この後、東京で行われる金融庁などへの要請項目もしている。お二人のことも伝えてほしい」と重ねての申し入れに対して、近財側から「承知しました」と返事がありました。

大阪損保革新懇は、損保業界が真に顧客本位で健全に発展することを願い、引き続き行政への働きかけを強めていきます。



大阪損保革新懇 2024 年 第 2 回講演会

パレスチナ近況報告 万博の中止を求めます

と き 2024 年 6 月 7 日(金)
午後 6 時 30 分～
ところ アイクルの部屋
大阪府中央区瓦町 1-7-1
エスペランサ瓦町ビル 4 階
講 師 西谷文和さん

参加協力費 1000 円

